

【報道資料】



令和5年5月8日

奈良県田原本町

一般社団法人田原本まちづくり観光振興機構

田原本駅前広場の利用開始について

田原本町では令和5年4月より、にぎわいと交流の拠点とすることを目的に、近鉄田原本駅前広場を「広場」として位置づけ、指定管理制度を活用した民間事業者による管理運営を開始しました。これにより、管理者の許可を受けることで、イベントの開催やキッチンカー、露店の出店などより使いやすく多目的な利用ができることとなりました。

また、4月28日（金）よりお試し出店をしていただくスタートアップキャンペーンを実施しております。多数の出店を予定しておりますのでお知らせします。

記

- 日 時 令和5年5月12日（金） 8時45分～20時30分
- 場 所 田原本駅前広場
- 出店者（予定）
 - ・明琥屋（イチゴあめなど）、
 - ・しあわせばなな（バナナジュースなど）、
 - ・コンフォルト（アーティフィシャルフラワーなど）
 - ・メリメロ（布小物やイヤリングなど）ほか6者

※出店者情報はこちらをご確認ください。⇒ <https://tawaramoton.com/info/7523/>

●この件に関するお問い合わせ先

一般社団法人田原本まちづくり観光振興機構 担当 阪本

TEL 0744-33-4560（9：00～17：00 火曜定休）

メール info@tawaramoton.com

※ 詳細については別紙のとおり

田原本駅前広場 スタートアップキャンペーン

開催期間

2023年4月28日(金)～5月14日(日)

※火曜日を除く

令和5年4月1日より田原本駅前広場へ出店が可能になりました！

近鉄橿原線田原本駅、近鉄田原本線西田原本駅は1日延べ15,000人を超える利用者があり、田原本駅前広場は多くの方が往来するスペースとなっています。当機構は町内で最も多くの人が行き交う場をより活性化させるべく、『露店やキッチンカー、ワークショップ、社会活動、企業PR、イベントの開催など』を広く募集します。

利用時間	月・水・木・土・日	8:45～17:15
	金曜日のみ	8:45～20:30
限定料金	1日1区画	134円(税込)
	キッチンカー出店・テントブース出店	

- ・営利目的の出店、アルコール類の販売もOK！！
- ・金曜日の夜間利用も同一料金です
- ・テントはご持参かレンタルをご利用ください
- ・期間中 駅間プラン・広場プラン・一式プランでのイベント利用はご利用いただけません

出店をご検討いただける方はまずはお問合せください！！

[お問合せ・お申込]

一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構

〒636-0300 奈良県磯城郡田原本町193 TEL:0744-33-4560

E-mail info@tawaramoton.com <https://tawaramoton.com/info/7428/>

火曜日定休

担当：阪本





近鉄橿原線田原本駅、近鉄田原本線西田原本駅は1日延べ15,000人を超える利用者があり、田原本駅前広場は多くの方が往来するスペースとなっています。

当機構は町内で最も多くの方が行き交う場をより活性化させるべく、「露店やキッチンカー、ワークショップ、企業PR、社会活動、イベントの開催など」を広く募集します。広場の利用をご検討の方はまずはお問合せ下さい！！

【利用時間】

月・水・木・土・日 8:45から17:15まで

金曜日のみ 8:45から20:30まで

利用時間は準備と片付け・清掃の時間も含まれます

※規模により当機構との事前協議がある場合はその限りではございません

※全プラン営利目的での利用・アルコール類の販売可

※広場の利用は警察との協議が必要になる場合がございます

【田原本町民夏祭り開催時】

利用時間 11:00から22:00まで（営業は21:00まで）

利用時間は準備と片付け・清掃の時間も含まれます

※全プランアルコール類の販売は不可

出店場所は指定管理者にて決定します。場所の指定はお受けいたしかねます。

※一部利用時間で車の移動、搬入、搬出ができません

※諸般の事情により出店方法が変更になる場合があります

【お問合せ先】

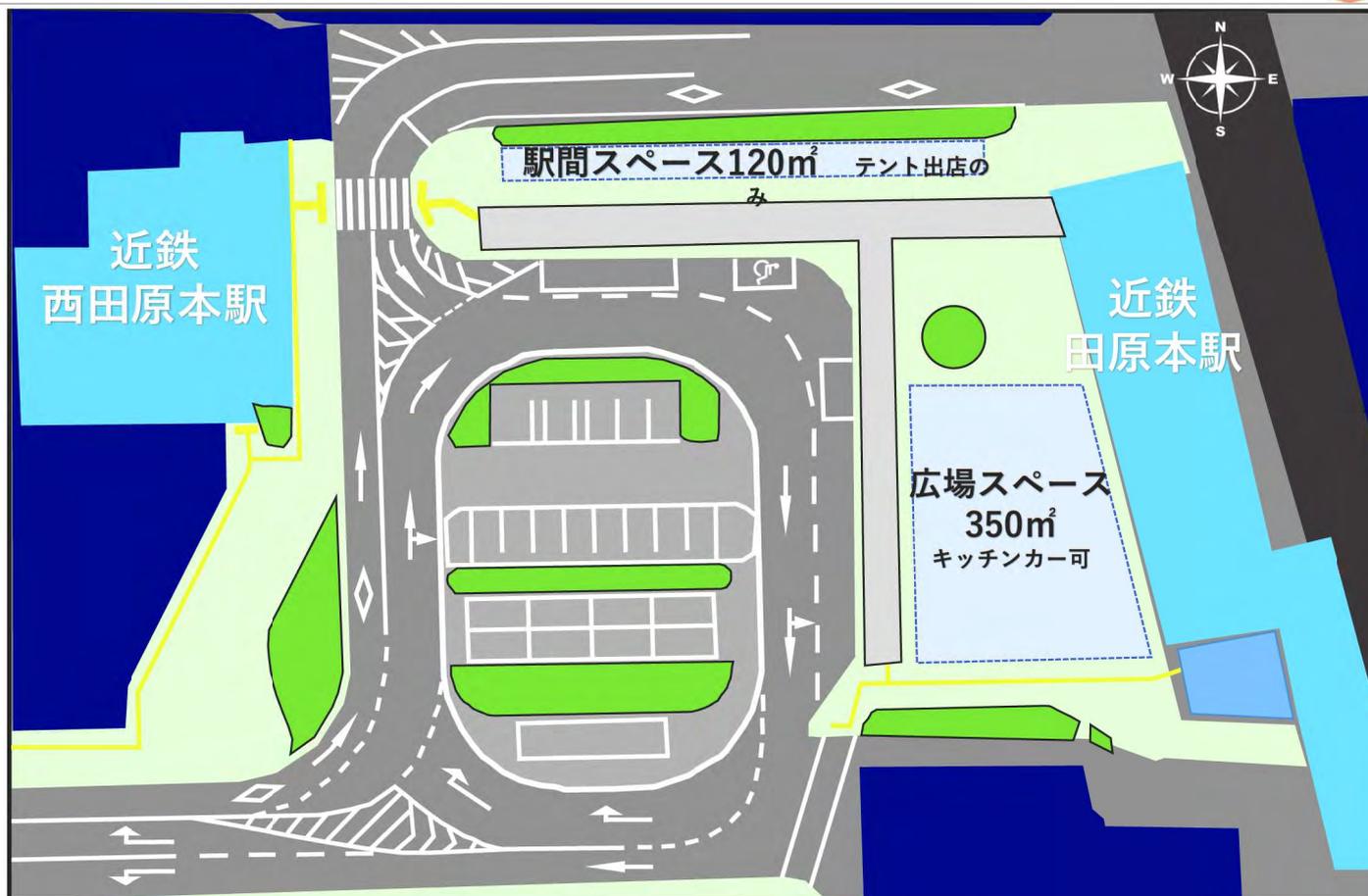
一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構
奈良県磯城郡田原本町193

TEL: 0744-33-4560 (9:00~17:00 火曜日を除く)

Mail: info@tawaramoton.com

©Tawaramoto organization of tourism and town development

田原本駅前広場図面





©Tawaramoto organization of tourism and town development



©Tawaramoto organization of tourism and town development

個別出店

田原本駅前広場利用申請フロー【1㎡プラン・テントプラン】



1 仮予約	当機構に日時・場所・空き状況をご確認の上仮予約をしてください ※初めての利用の場合は、利用場所の見学をお願いしております
2 お打合せ	出店日程・出店場所の決定（出店は駅間スペース）
3 本予約	利用申請書・利用規約同意書の提出→利用許可書の発行
4 必要書類の提出	飲食・火器類を使用しない方・・・出店計画書のみ 飲食・火器類を使用する方 ①出店計画書 ②施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険などの控え ③簡易営業許可証、露店営業許可証いずれかの営業許可証の控え ※保険と営業許可証はその期日であれば2回目以降の利用時に再提出は不要です
5 精算	当日現金払い ※請求書での事後精算をご希望の方は事前にご相談ください

©Tawaramoto organization of tourism and town development

個別出店

田原本駅前広場利用申請フロー【キッチンカープラン】



1 仮予約	当機構に日時・場所・空き状況をご確認の上仮予約をしてください ※初めての利用の場合は、利用場所の見学をお願いしております
2 お打合せ	出店日程・出店場所の決定（出店は広場スペース）
3 本予約	利用申請書・利用規約同意書の提出→利用許可書の発行
4 必要書類の提出	①出店計画書 ②施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険などの控え ③キッチンカー営業許可証（奈良県）の控え ※保険と営業許可証はその期日であれば2回目以降の利用時に再提出は不要です
5 精算	当日現金払い ※請求書での事後精算をご希望の方は事前にご相談ください

©Tawaramoto organization of tourism and town development



1 仮予約	当機構に日時・場所・空き状況をご確認の上仮予約をしてください ※初めての利用の場合は、利用場所の見学をお願いしております
2 お打合せ	イベント内容・日程・出店図などを作成
3 警察へ相談	1. 主催者が、天理警察署 田原本警察 警察庁舎に開催に伴う事前相談を行う ※イベント告知は事前に警察署の同意を得てから行ってください 2. 『道路使用許可申請書…①』を提出 ※申請に2,200円必要
4 本予約	利用申請書・利用規約同意書への記載⇒利用許可書の発行
5 書類の提出 ※機構外	火器類を使用・・・磯城消防署へ『露店等の開設届出書…②』 飲食の提供・・・奈良県中和保健所へ『食品営業類似行為等実施計画書…③』の提出 ※イベント内容により、別途必要な申請があれば随時行ってください 保険の申請・・・イベント開催時には必ずご加入ください
6 必要書類の提出	イベント保険の控え（施設賠償責任保険や、飲食を伴う場合は生産物賠償責任保険など） 提出済みの控え（①・②・③） イベント告知用の広告物（チラシなど） 最終の計画書・配置図など
7 精算	当日現金払い ※請求書での事後精算がご希望の方は事前にご相談ください

©Tawaramoto organization of tourism and town development

その他注意事項等



【利用目的】

駅前広場は、物品の販売、飲食物の調理販売、興行（イベント）、社会活動、PR活動、ワークショップなどの目的で利用することを原則と致します

【出店の申込み】

出店責任者は20歳以上に限ります

申込受付期間は出店日の3か月前から10日前までとします

（例 出店日が5月15日の場合 申込受付期間は2月15日から5月5日まで）

【清掃・後片づけ】

- ・広場にゴミ箱はありません。発生したゴミについては使用者の責任においてゴミ箱などを設置して回収してください
- ・利用終了にあたり、装飾品施工及び撤去作業で発生した残材やゴミ等は、すべてお持ち帰りください
- ・利用終了後は利用前の状態まで原状回復して下さい
- ・出店後は出店スペース周辺の清掃を行ってください

【次に掲げるものは、田原本駅前広場の利用許可を与えないものとします】

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益となり、又はその活動を助長するおそれがあると認められるとき
- ・広場の管理上支障があると認められるとき
- ・音、振動、臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがあるとき
- ・出店責任者が20歳未満のとき
- ・宗教的活動、勧誘活動

©Tawaramoto organization of tourism and town development

田原本駅前広場利用料金表

令和5年4月17日

【利用時間】

月・水・木・土・日 8:45から17:15まで

金曜日のみ 8:45から20:30まで ※17:15以降利用時は夜間追加料金がかかります

利用時間は準備と片付け・清掃の時間も含まれます

規模により当機構との事前協議がある場合はその限りではございません

※全プラン営利目的での利用・アルコール類の販売可

消費税込み

プラン		利用料金	夜間利用追加料金 【金曜限定】
①	1.0平方メートル	550円	利用の設定無し
②	2.0mテント出店プラン (持込orレンタル)	2,200円	利用の設定無し
③	2.5mテント出店プラン (持込orレンタル)	2,750円	利用の設定無し
④	3.0mテント出店プラン (持込orレンタル)	3,300円	+1,320円
⑤	キッチンカー出店プラン	4,950円	+1,320円
⑥	駅間プラン (約120㎡)	13,200円	+5,280円
⑦	広場プラン (約350㎡)	24,200円	+6,600円
⑧	一式プラン (約470㎡)	33,000円	+5,500円

※テントレンタル料金は別紙田原本駅前広場レンタル品料金表をご確認ください

【田原本町民夏祭り開催時】

利用時間 11:00から22:00まで (営業は21:00まで)

利用時間は準備と片付け・清掃の時間も含まれます

※全プランアルコール類の販売は不可

利用料金 1.0平方メートルあたり 1,298円 (消費税込み)

出店場所は指定管理者にて決定します。場所の指定はお受けいたしかねます

※一部利用時間で車の移動、搬入、搬出ができません

※諸般の事情により出店方法が変更になる場合があります

【利用料金の減免】

◆全額免除 (100%)

(1)町又は町の加入する組織若しくは団体が主催し、共催する事業に使用する場合

(2)学校教育法 昭和 22 年法律第 26 号 第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124条に規定する専修学校若しくは同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法 昭和 22年法律第164号 第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第 39 条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園が使用する場合

(3)国又は地方公共団体、警察、消防、自衛隊等が公共の用に供する目的で利用する場合

(4)指定管理者が必要があると認める場合

◆利用料金 減額 (50%)

(1)町又は町の加入する組織若しくは団体が後援する事業に使用する場合

【お問合せ・お申込】



一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構
〒636-0300 奈良県磯城郡田原本町193 TEL:0744-33-4560
E-mail info@tawaramoton.com <https://tawaramoton.com>



駅前広場
メインSNS

Instagram

たわらもと情報発信局



SCAN



フォロー
お願いします！

#

田原本駅前広場情報



田原本駅前広場出店情報 google カレンダー

SCAN



雨天・または予想される時はスケジュールに出店記載があっても急遽出店されない店舗もございます。出店情報は各店のSNSでご確認ください。

